整理・整頓力を磨く講座	資料や書類、情報、時間の使い方などを整理し、自らの仕事環境を改善することで、思考と精神に余裕を持たせ、集中して仕事に取り組む方法やその実践力を身につける。				
通信講座による品質管理中級コース	ものづくりをする上で必要となる品質管理の考え方について、基礎をふまえた発展的な内容を幅広く学習する。	平成二十七年四月一日	一般財団法人日本規格協会	揖斐　敏夫	東京都港区三田三丁目十三番十二号

○文部科学省告示第七十九号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、同法第五十五条第一項の規定により、平成二十七年二月六日付けで廃止を許可したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第十三条の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	廃止の時期
生産性通信講座初級コース	生産性向上についての基礎的知識の理解と技術の習得を目的とする。	昭和三十九年七月十日	公益財団法人日本生産性本部	松川　昌義	東京都渋谷区渋谷三丁目一番一号	平成二十七年二月六日
生産性通信講座上級コース						
生産性通信講座実務コース	監督者としてふさわしい生産性に関する知識と生産性向上の技術を学ばせることを目的とする。	昭和四十八年十二月十七日				
通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	廃止の時期
電験三種講座	通信教育の方法により、学校教育に恵まれない人々に対し電気事業主任技術者資格検定規則による第三種主任技術者の資格程度の実力を得させ、わが国の電気技術の向上を図る。	昭和二十六年四月一日	一般社団法人日本電気協会	鎌田　迪貞	東京都千代田区有楽町一丁目七番一号	平成二十七年二月六日
測量教室測量士補講座	測量士補の資格取得を目的とし、必要な知識・技術を修得させる。	昭和五十三年四月一日	公益社団法人日本測量協会	村井　俊治	東京都文京区小石川一丁目三番四号	平成二十七年二月六日

○文部科学省告示第八十号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条第一項の規定に基づき認定した次の通信教育について、同法第五十五条第一項の規定により、平成二十七年二月六日付けで条件の変更を許可したので、社会通信教育規程（昭和三十七年文部省令第十八号）第八条の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

通信教育の名称	目的	開始の時期	実施者の名称	代表者	事務所の所在地	変更の時期
宅地建物取引士講座（新名称） 宅地建物取引士講座（旧名称） 宅地建物取引主任者講座	宅地建物取引士の業務に必要な法令に関する知識ならびに実務上の知識を修得させる。	昭和四十八年五月五日	一般財団法人中央工学校生涯学習センター	堀口　一秀	東京都北区中里一丁目十五番七号	平成二十七年四月一日

○文部科学省告示第八十一号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵又は処理を独立行政法人日本原子力研究開発機構に委託することができる者を指定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵又は処理を独立行政法人日本原子力研究開発機構に委託することができる者を指定する告示の一部を改正する告示

核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵又は処理を独立行政法人日本原子力研究開発機構に委託することができる者を指定する告示（平成十七年文部科学省告示第百四十九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

核原料物質、核燃料物質又は放射性廃棄物の貯蔵又は処理を国立研究開発法人日本原子力研究開発機構に委託することができる者を指定する告示

本則中「独立行政法人日本原子力研究開発機構法施行令」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法施行令（平成十七年政令第二百二十四号）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第八十二号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、平成十七年文部科学省告示第百四十八号（独立行政法人通則法第四十七条第二号の規定に基づく独立行政法人日本原子力研究開発機構に係る主務大臣の指定する金融機関）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文

本則中「独立行政法人日本原子力研究開発機構」を「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構」に改める。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

○文部科学省告示第八十三号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、リサイクル研究開発促進交付金交付規則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日

文部科学大臣　下村　博文